

川崎町管内図

- 凡例
- 川崎町の環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
第8条中【禁止区域】
- (1) 地すべり防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
 - (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
 - (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
 - (4) 砂防指定地等管理条例(平成15年宮城県条例第42号)第2条第1号の規定により指定された砂防指定地
 - (5) 自然公園法(昭和32年法律第181号)第2条第3号の規定により指定された国定公園



記号	名称
(1)	地すべり防止区域
(2)	急傾斜地崩壊危険区域
(3)	土砂災害特別警戒区域
(4)	砂防指定地
(5)	国定公園



1:25,000

宮城県川崎町